

富士山火山編

第1章 総論

第1節 地域防災計画・富士山火山編の概要

この計画は、市民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、本市及び防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠がある、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、111の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられない。

富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）があるので活火山である。富士山は、日本の中央に位置し、広大なすそ野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想される。また、噴火時には、過去の履歴から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民や観光客等の生活の一部を支えている。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要がある。

第4節 富士山の現況等

第1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は500km³と我が国陸域の火山の中で最大である。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

- (1) 富士山は、約70万年前から20万年前までに活動した“小御岳火山”、約10万年前から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、今まで活動し続ける“新富士火山”に区分されている。“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火碎物（火山灰、火山礫など碎けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から5つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

○ 新富士火山の主な噴火ステージ

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ1	約11,000年前～約8,000年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は新富士火山全体の8～9割に及ぶ
ステージ2	約8,000年前～約4,500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的に小規模な火碎物噴火
ステージ3	約4,500年前～約3,200年前	山頂と山腹等	小・中規模の火碎物噴火や溶岩流噴火
ステージ4	約3,200年前～約2,200年前	山頂	比較的規模の大きい火碎物噴火が頻発
ステージ5	約2,200年前以降	山腹等	火碎物噴火と溶岩流噴火

小御岳火山の歴史 － 約70～20万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山噴火が誕生した。

古富士火山の時代 － 約10万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。

爆発的な噴火を繰り返した。少なくとも4回の山体崩壊を発生させた。

新富士火山の時代 － 約1万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。

新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約1万年前～8千年前頃には、三島市や大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂を中心に北西から南東方向に約100個の側火口がある。有史後の主な噴火は、貞觀6～7年（864～865年）の貞觀噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永4年（1707年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来300年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成12年10月から12月、及び翌年4月から5月には富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかつたため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかつたが、改めて富士山が活火山であることが認識されたところである。

○富士山の主な災害の歴史

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりである。

800(延暦19.4～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出(日本紀略)
864(貞觀6.5.～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める(貞觀大噴火)(三代実録)
1083(永保3.2.28)	富士山大噴火(扶桑略紀)
1435(永享7.1.30)	富士山に山炎が確認(王代記)
1559(永祿2.2.)	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畠、集落を押し流す(妙法寺記)
1572(元亀3.2.)	上吉田村(現富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う(新地割付帳)
1707(宝永4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する(宝永大噴火)
1951(昭和26.3.6)	富士山麓に大雪代発生し、忍野村50年来の大被害
1954(昭和29.11.27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者15人
1980(昭和55.8.4)	富士山で大落石事故、死者12人

第3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火碎物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火碎流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では、繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模のものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火碎物噴火で宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞觀噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第5節 想定される火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

第1 想定火口範囲

富士山火山防災対策協議会の富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）で示されたとおり、約5,600年前以降、これまでに噴火した火口と、その関係性や地質調査の状況に基づき、火口が今後形成される可能性が高い範囲（これまでに形成された火口や、それらの火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域、山頂から半径4km以内の全領域）を想定火口範囲とする。

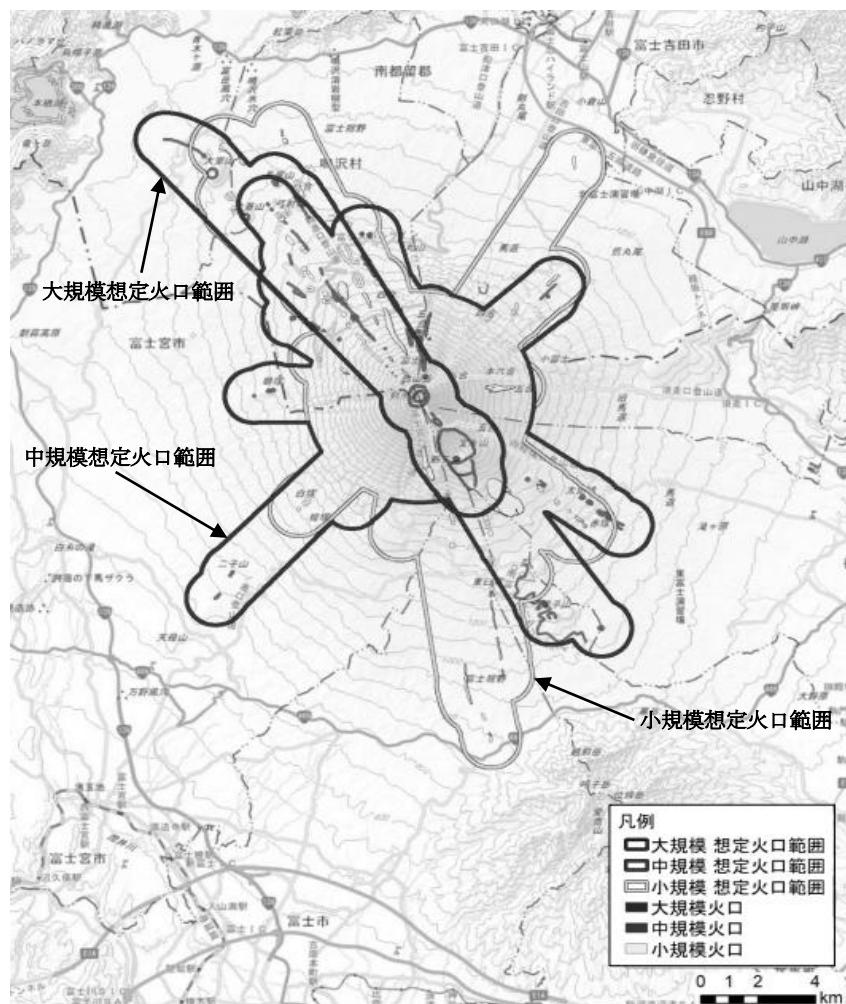


図 想定火口範囲図 ~富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書より~

第2 想定される火山現象とその危険性

(1) 想定される前兆現象

火山性地震 (かざんせいじしん)	火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになる恐れもある。
火山性微動 (かざんせいびどう)	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張 (さんたいほうちょう)	山体の一部が膨張する現象である。
噴気 (ふんき)	火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもある。

(2) 火山災害事象の解説

溶岩流 (ようがんりゅう)	1,000°C前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やす。流れの速さは温度などの条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さである。 なお、溶岩流等の噴出物の量により、次のとおり噴火規模を区分けする。 ①小規模噴火 噴出量は～2,000万m ³ 事例:雁ノ穴丸尾溶岩 ②中規模噴火 噴出量は2,000万～2億m ³ 事例:剣丸尾第1溶岩 ③大規模噴火 噴出量は2億～13億m ³ 事例:青木ヶ原溶岩
降灰 (こうはい)	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは、厚く積もり、遠くにゆくにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となる。
噴石 (ふんせき)	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数cm以上の岩石を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石がたくさん飛散する可能性がある。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数cmの軽石が到達した。
火碎流・火碎サージ (かさいりゅう・かさいさーじ)	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火碎流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火碎サージと呼ぶ。 いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。その速さは高速走行の自動車程度であり、発生が予想される場合は事前に避難する必要がある。
融雪型火山泥流 (ゆうせつがたかざんでいりゅう)	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火碎流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。おもに谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。 山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
降灰後の降雨による土石流 (こうはいごのこううによるどせきりゅう)	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
岩屑なだれ (がんせつなだれ)	山の一部(大きな塊)が崩れて雪崩のように高速で流れてくる。富士山では、約2500年前に御殿場方面に崩れた。その他にも複数回あった可能性があるとの記録がある。 広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。
雪泥流 (せついでいりゅう)	雪代(ゆきしろ)・スラッシュ雪崩(なだれ)ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。
水蒸気爆発 (すいじょうきばくはつ)	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となる。
火山ガス (かざんがす)	火山ガスは、マグマに溶け込んでいるガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。

空振 (くうしん)	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要である。
洪水氾らん (こうずいはんらん)	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や渓流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水が起こる現象である。宝永の噴火後には、神奈川県の酒匂川などで繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。
津波 (つなみ)	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

(3) 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火について、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではないが、平成16年に発行された富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオを標記する。

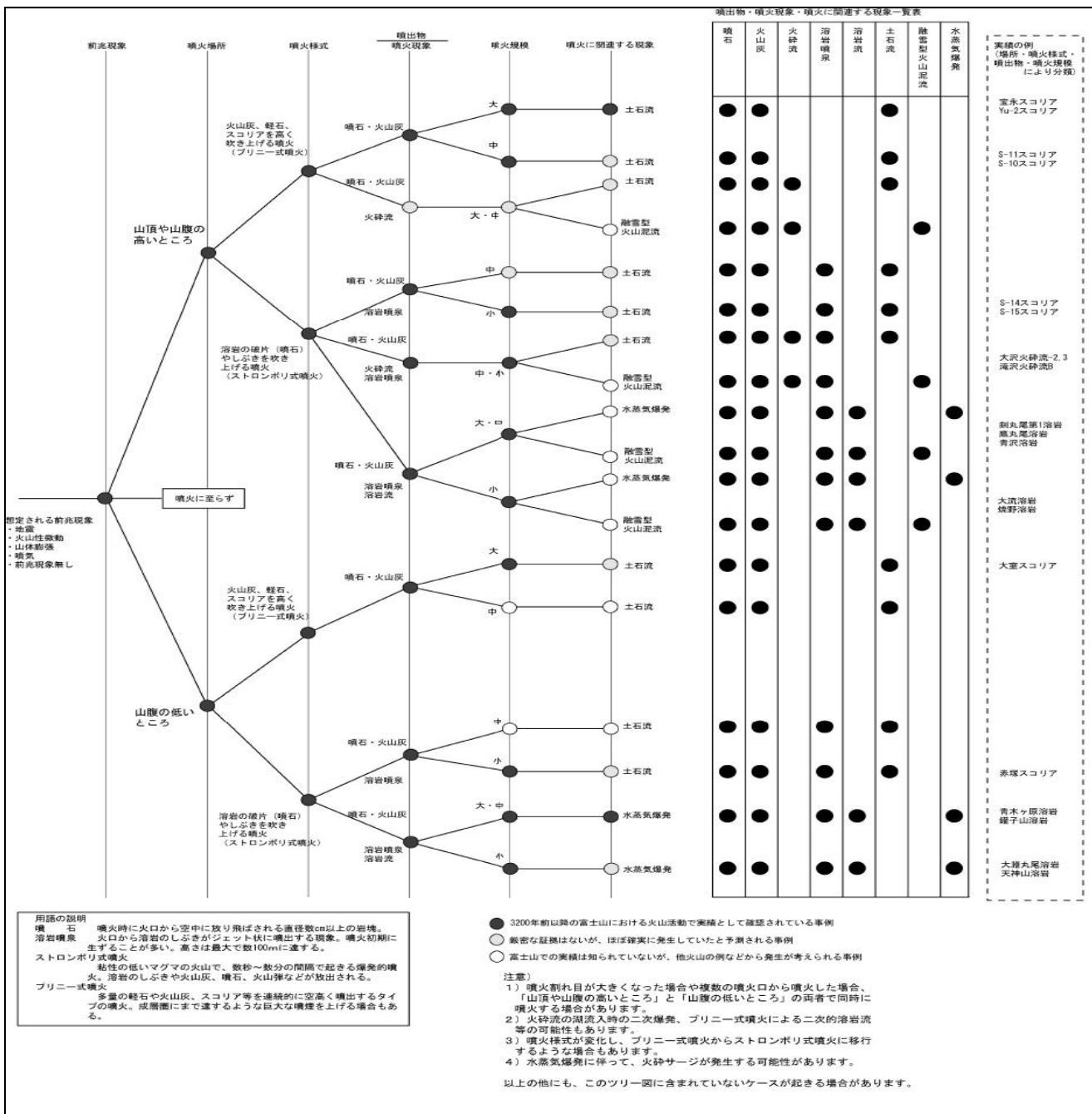


図 噴火のシナリオ ~富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年)より~

第6節 本市において想定される火山災害と影響想定

火山現象の種類は非常に多く存在するが、この計画が対象とする火山現象は、富士山火山広域防災対策基本方針で影響予想範囲が示され、緊急かつ広域的な対応が求められる次の火山現象の内、下表①から⑤までの本市において影響が想定されている火山現象とする。①から⑤までの火山現象の影響予想範囲は、富士山火山広域防災対策基本指針及び富士山火山防災対策協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年公表）富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年公表）により詳細に検討された範囲とし、その影響予想範囲は、下図のとおりである。

火山現象	内 容
①融雪型 火山泥流 (積雪期のみ)	山腹に積もった雪が火碎流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで、高速で流下する現象であり、積雪期に限り発生する。流下速度が時速 60 km超になることもありますから、噴火前及び噴火開始直後の避難とする。融雪型火山泥流からの避難先は原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物とする。
②噴石 (小さな噴石)	風の影響を受ける小さな岩塊、火山レキ及び低密度の軽石が降下する現象で、風の影響を受け、火口から 10km 以上遠方まで流されて降下する場合もある。 小さな噴石は、身体への影響が想定されることから、影響想定範囲内において小さな噴石が降ってきた時点で速やかに屋内避難とする。 過去の活火山噴火時における小さな噴石により、自動車のフロントガラスが割れるなどの被害が報告されている。
③降灰	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積り、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、徐灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。
④降灰後 土石流	斜面や溪流の土砂が水と一緒に流下する現象である。降灰や火碎流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。 土石流危険渓流の土石流危険区域、土石流の土砂災害警戒区域が避難対象エリアとなっているが、対象エリアの数が多く、広範囲に存在するため、対象避難者の数の把握は困難な状況である。（都留市の土石流危険渓流は 134 ケ所、土石流の土砂災害警戒区域は、157 ケ所）
⑤溶岩流	1000°C前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは温度等の条件によって様々であるが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さで、比較的遅く、段階的な避難が可能となる。

① 融雪型火山泥流（積雪時のみ）の想定影響範囲

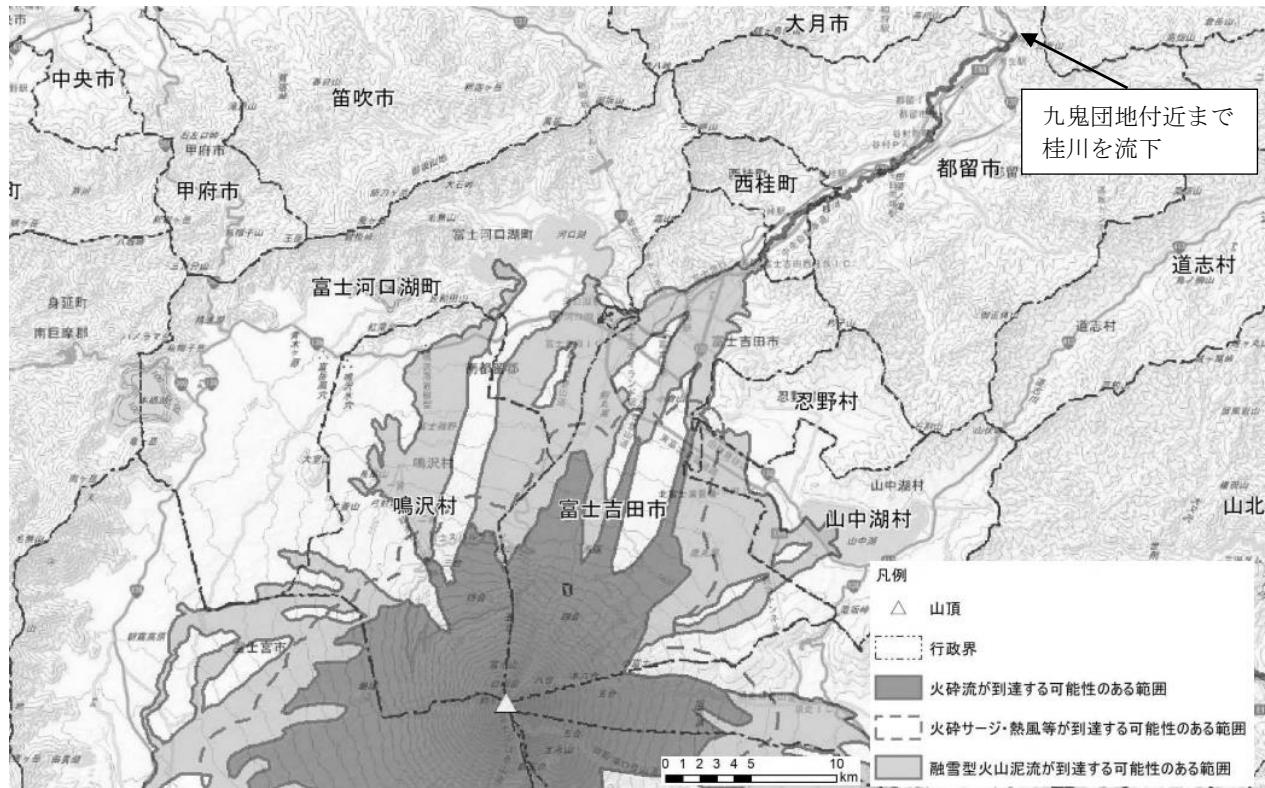


図 融雪型火山泥流の到達可能性マップ～富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書より～



図 融雪型火山泥流の到達想定時間マップ～富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書より～

② 噴石（小さな噴石）の影響想定範囲

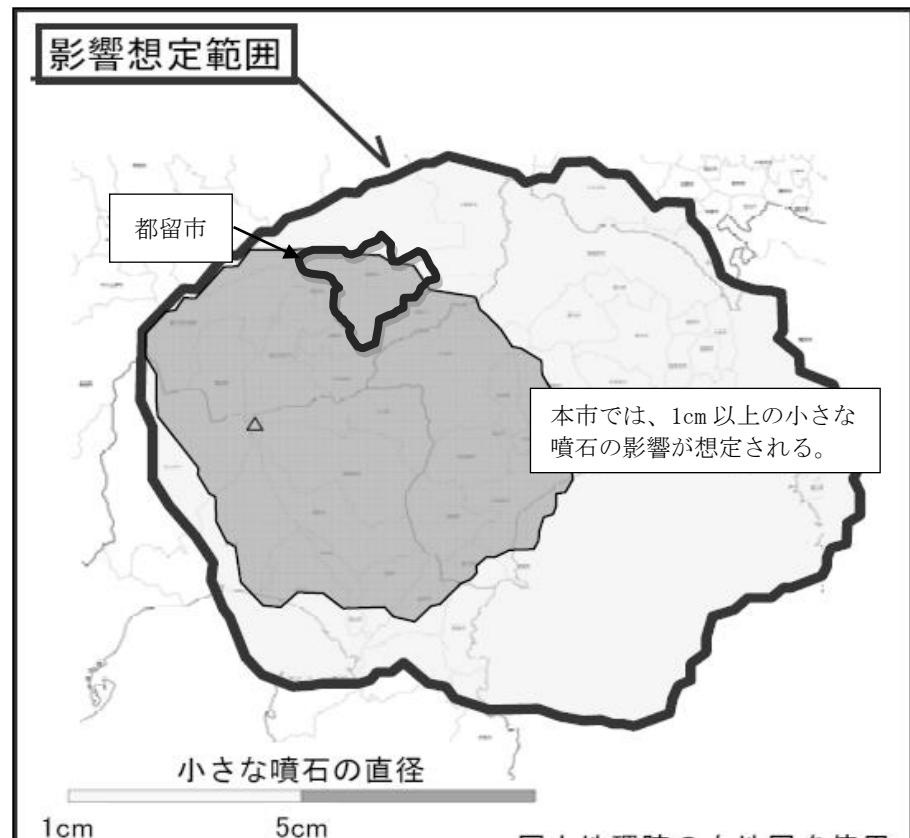


図 噴石（小さな噴石）の影響想定範囲 ~富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）より~

③ 降灰の影響想定範囲

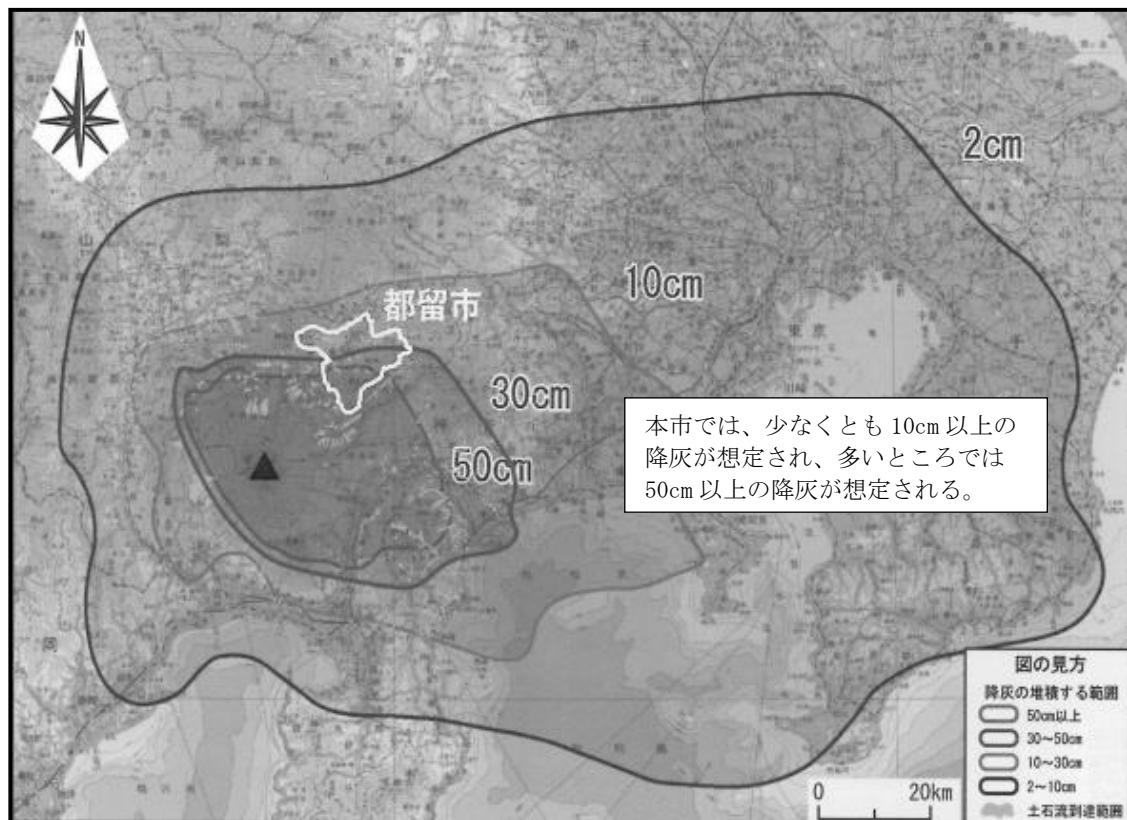


図 降灰の影響想定範囲 ~富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）より~

④降灰後土石流の影響想定範囲

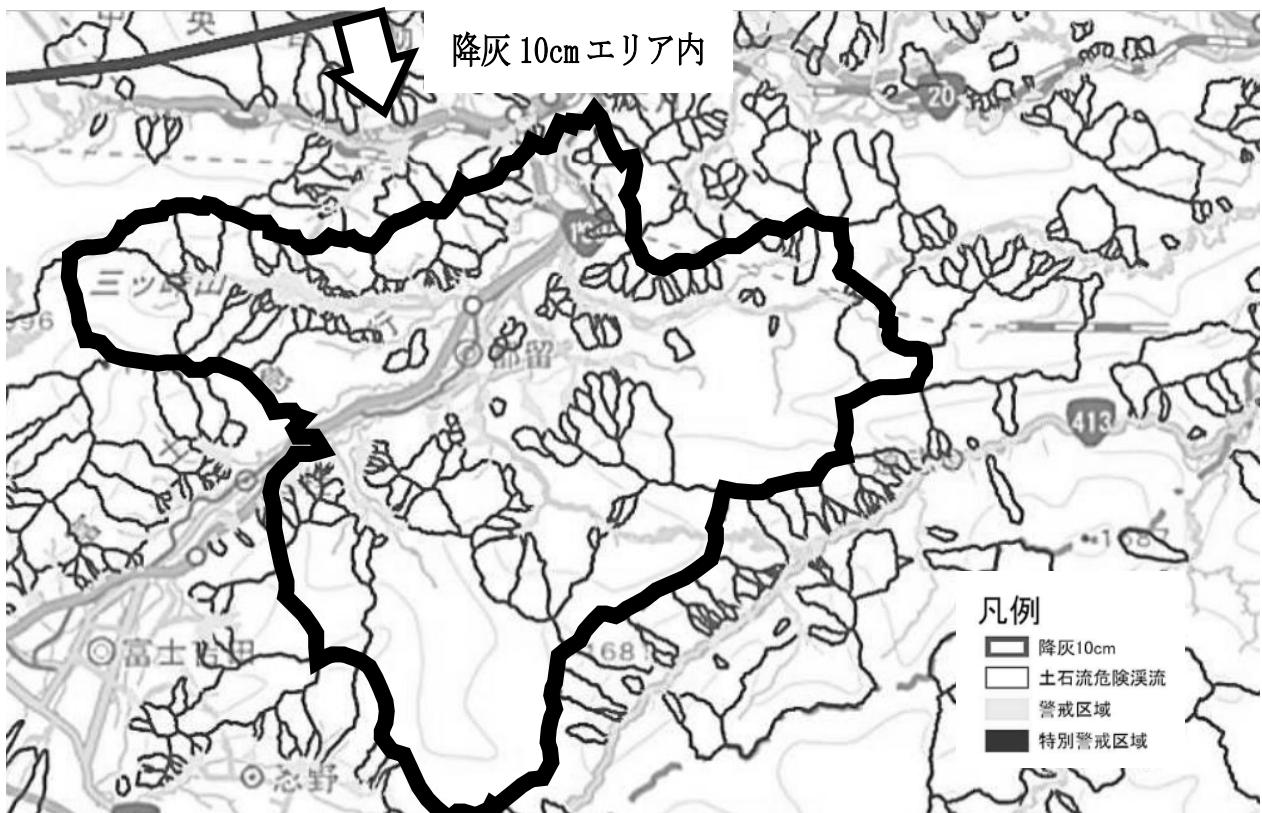


図 降灰後土石流の影響想定範囲 ~富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年)より~

※避難対象エリアは、影響想定範囲内に位置する土石流危険渓流の土石流危険区域、土石流の土砂災害警戒区域となり、都留市の土石流危険渓流は134ヶ所、土石流の土砂災害警戒区域157ヶ所となる。

土石流危険渓流134ヶ所の内訳(①人家5戸以上もしくは公共施設がある箇所 127箇所、②人家1戸から4戸ある箇所 5箇所、③人家はないが、今後立地すると見込まれる箇所 2箇所)

都留市地域防砂計画資料編	○土石流危険渓流一覧	P. 289
	○土砂災害警戒区域一覧	P. 294

⑤ 溶岩流の影響想定範囲

令和3年3月に公表された富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書では、噴火の規模により想定される火口範囲が新たに示され、規模ごとに複数の溶岩流シミュレーションが示された。

P241の《図 想定火口範囲図》にある想定火口範囲の境界部にて複数の想定火口を抽出し、各火口から数値シミュレーション等によって溶岩流の到達影響等の範囲を示したものはドリルマップと呼ばれ、市民の避難判断や避難誘導、交通規制など防災対応を検討する際に基礎となるマップとなる。なお、国や県、富士山火山防災対策協議会においても、噴火発生後の溶岩流予測やその共有の際に、このドリルマップを用いるとされている。

これらのドリルマップの重ね合わせ図を基に、地形的条件を考慮して、溶岩流が到達する可能性がある範囲を網羅的に示したもののが可能性マップと呼ばれ、溶岩流による影響の可能性について市民等へ周知する際に活用していくマップとなる。

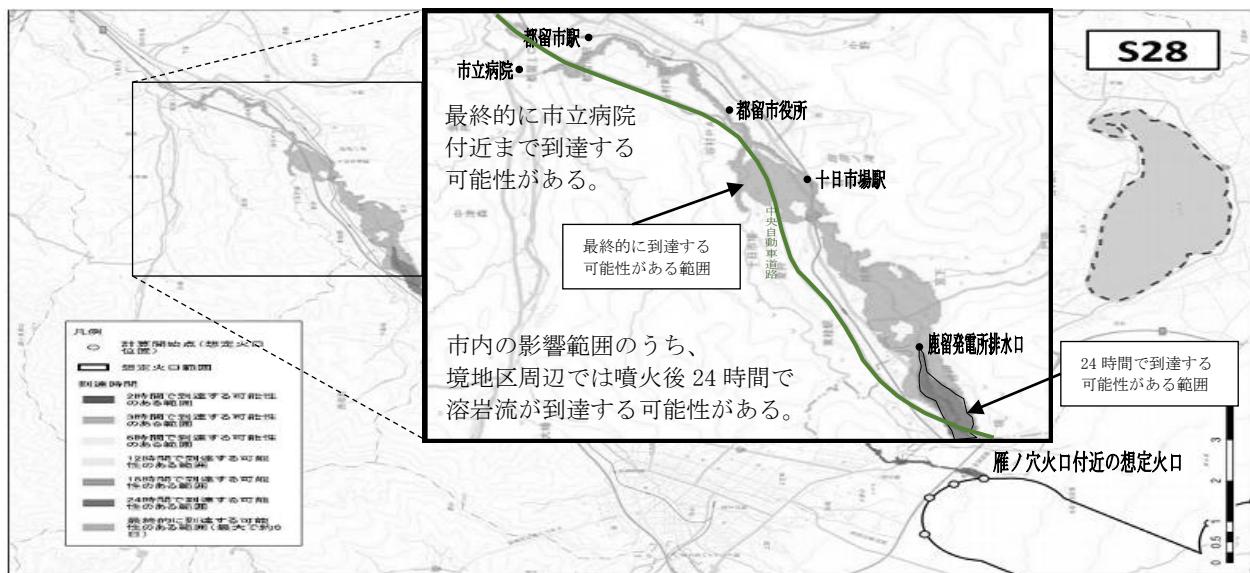


図 小規模噴火にて都留市への影響範囲が広い想定のドリルマップ ~富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書より~

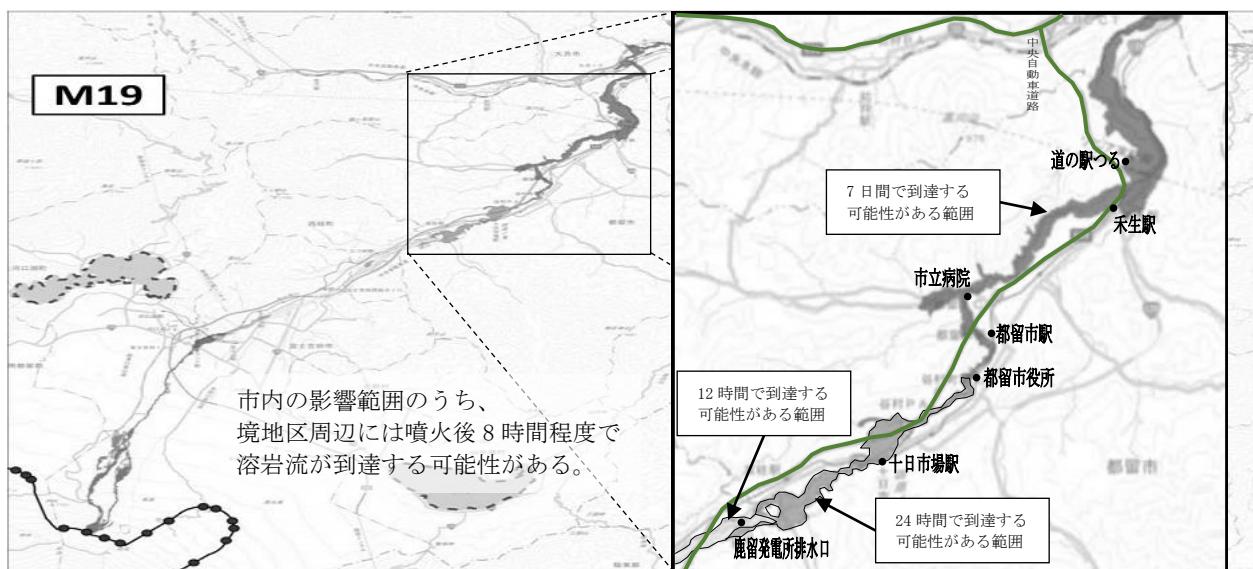


図 都留市に最も早く影響を及ぼす想定のドリルマップ ~富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書より~

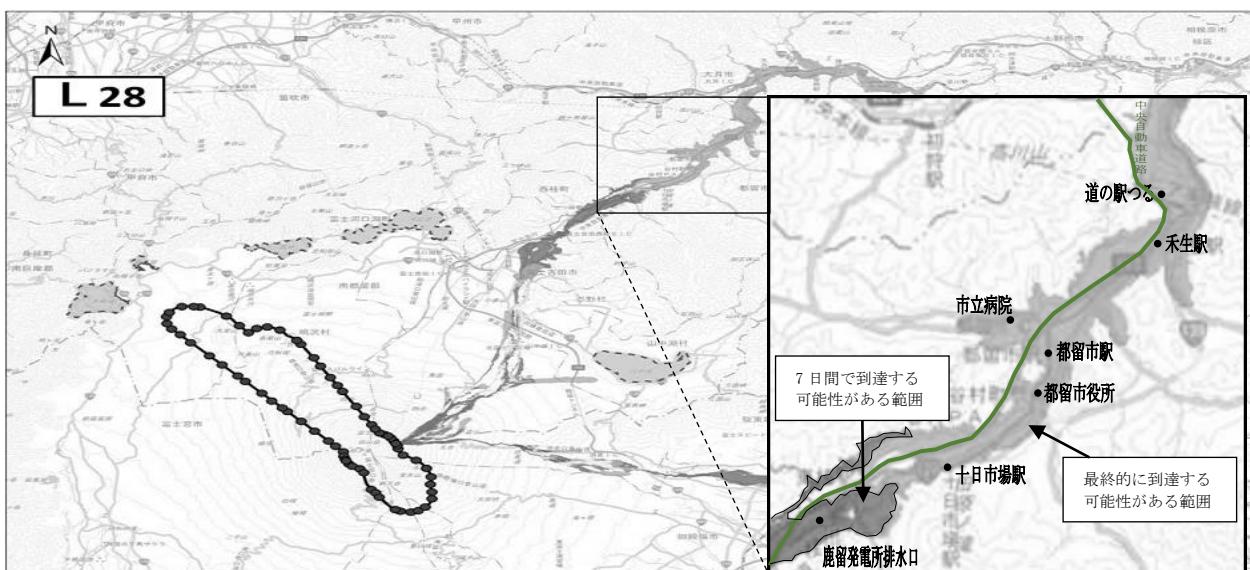


図 大規模噴火により都留市への影響が想定されるドリルマップ例 ~富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書より~

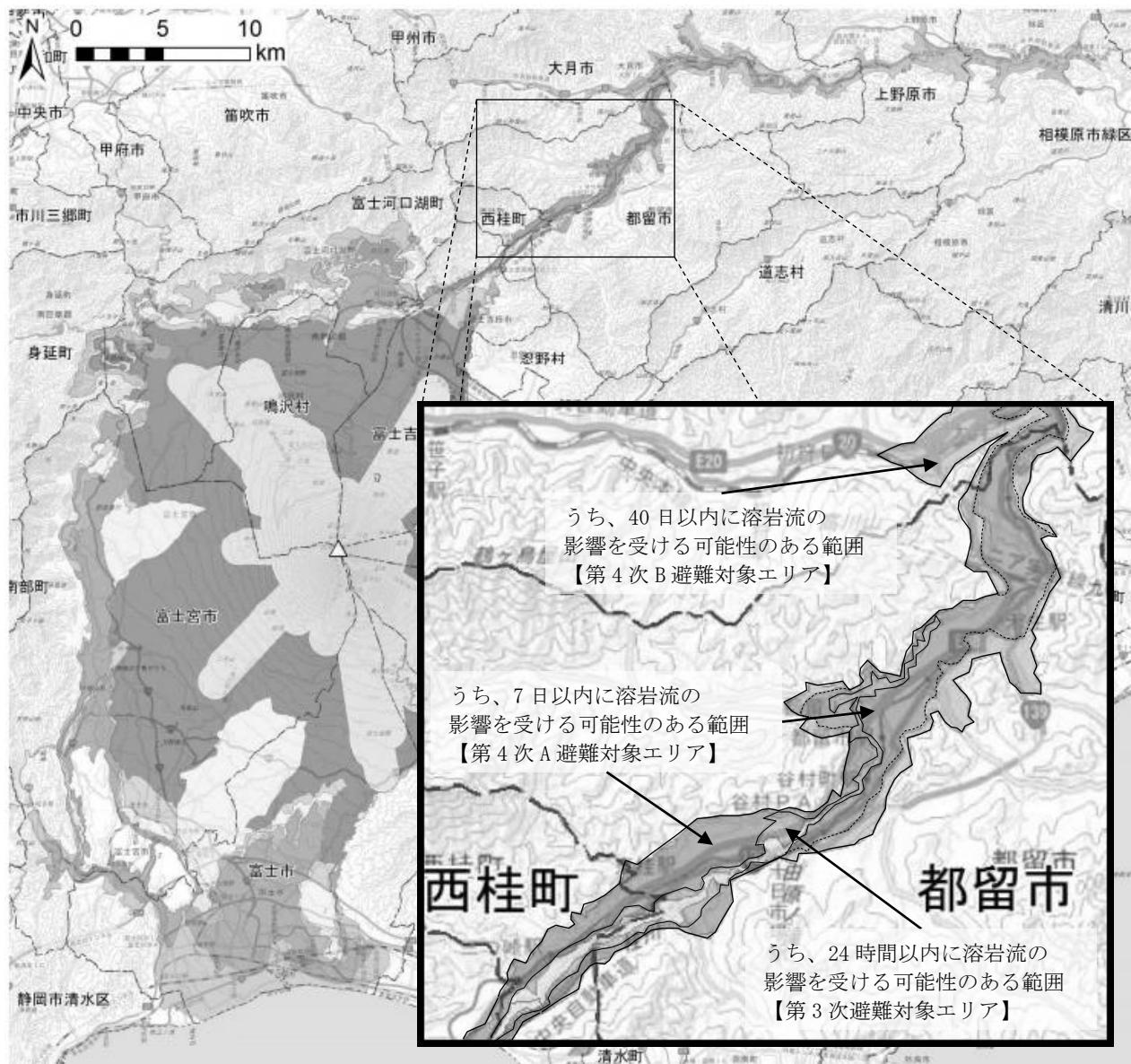


図 溶岩流の影響可能性マップ～富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書より～

避 難 対 象	説 明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(火口形成、火碎流、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火碎流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)の到達範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲 【境、鹿留宮下、鹿留古渡、十日市場、古川渡までの桂川河岸】
第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間～約40日間)到達範囲

第7節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火情報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は、次のとおりである。

第1 噴火警報・火山情報等の種類

1 噴火警報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合、予想される影響範囲を付した名称で発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は「噴火警報（居住地域）」で略称は「噴火警報」となる（以下、「噴火特別警報」とする）。火口周辺のみに重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で略称は火口周辺警報となる（以下、「火口周辺警報」とする）。

2 噴火予報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

3 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警報・予報に含めて発表する。

	名称	略称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
噴火特別警報	噴火警報 (居住地域)	噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
				居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が 発生する可能性が高まってきていると予 想される場合	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報	噴火警報 (火口周辺)	火口周辺 警報	火口から 居住地域 近くまで	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす 噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
			火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生す ると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	噴火予報	—	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏であ る場合その他火口周辺等においても影 響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (活火山であること に留意)

4 降灰予報

気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山灰の降る量及び「風に流されて降る小さな噴石」の落下範囲を予測して、内容や発表タイミングが異なる以下3種類の情報に分けて発表する。

降灰予報(定時) ➤ 噴火を仮定した降灰範囲等の予報。3時間ごと発表。予報期間は18時間先。

降灰予報(速報) ➤ 即時性を重視した予報。噴火後10分程度で発表。予報期間は1時間先。

降灰予報(詳細) ➤ 観測値を基に計算した予報。噴火後30分程度で発表。予報期間は6時間先。

5 火山情報等

(1) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが発表する。

(2) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、気象庁地震火山監視・警報センターが発表する。

(3) 火山活動解説資料

防災活動の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが隨時及び定期的に発表する。

第2 富士山の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
それより火口側 居住地域及び	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定) ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火碎流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)
	4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)
火口から居住地域近くまで の広い範囲の火口周辺	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼし、生命に危険が及ぶような噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制など危険な地域への立ち入り規制など。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり
火口から少し離れた所 までの火口周辺	2(火口周辺規制)	今後も火口周辺に影響を及ぼし、生命に危険が及ぶような噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 ※富士山では、噴火の発生が予想される火山活動活発化の過程でのレベル2発表はない。火山活動が低下する過程等においてのみ発表の可能性あり。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等
火口内等	あることに 留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られ、人体に影響が及ぶ。	特になし。	火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)

※噴火の規模の区分は、噴出量により2~13億m³を大規模噴火、2,000万~2億m³を中規模噴火、

200万~2,000万m³を小規模噴火とする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 安全な土地利用

- (1) 市は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障がい者、児童、乳幼児等の災害時要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努める。
- (2) 市は、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努める。
- (3) 市は、噴火による被害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行う。

第2 公共施設等の安全性確保

- (1) 市
公共施設、避難所となる施設並びに学校について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。
- (2) 施設管理者
医療・社会福祉施設などの災害時要配慮者利用施設等について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努める。

第3 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2節 防災関連施設・地域防災力等の把握

市は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努める。なお、主な項目については次のとおりである。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難ルート、一時避難場所等の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院、入所、通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

第3節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

第1 住民等に対する普及・啓発・教育

市は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに噴火警戒時の具体的な避難行動などの周知を図るために、次により火山防災知識、富士山に関する基礎知識を普及・教育の実施に努めるものとする。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) 住民避難マニュアルの整備

第2 観光客・観光事業者への普及・啓発の検討

市は、必要に応じ、都留市観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布するとともに、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムの作成等により、火山防災知識の普及・啓発を行うよう努めるものとする。

第3 防災関係機関の職員に対する防災知識の普及・教育

防災関係機関は、職員に対し、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めるなどすることによる講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及及び教育の徹底を図る。

第4 教職員等への防災教育

市は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討する。

第5 児童・生徒等への防災教育

市は、小学校低学年、高学年等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図る。

第6 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

市、防災関係機関は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努める。

第7 普及・教育内容

- (1) 火災に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

第4節 火山観測・監視体制の整備

市は、火山観測データの情報提供や、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供を依頼するなど観測・監視体制の整備に努める。

第5節 関係機関との連携体制の整備

市は、必要に応じて富士山の火山災害に関する市町村（富士山火山防災協議会・環富士山火山防災連絡会構成市町村（以下、「関係市町村」という。）及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行う。

また、市は、県、国、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第6節 防災訓練

第1 市及び関係市町村、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知、問題点の抽出を図る。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 広域市町村合同訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

第2 市民

市及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が、実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第7節 火山専門家との協力体制の整備

- 1 市は、避難範囲の設定等を行うためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動への防災対策に関する適切な指導・助言等を受けられる体制の整備に努める。
- 2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等へ火山活動を解説する。また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力をを行う。

第8節 噴火前に避難行動をすべき範囲

市長は、本編第1章第6節「想定する火山災害」で示す火山現象の影響想定範囲をもとに、噴火前に避難行動をすべき範囲（以下「避難対象範囲」という。）をあらかじめ設定する。本市では、噴火前の避難の必要がある火山現象としては「融雪型火山泥流」が挙げられる。

なお、避難対象範囲の設定に際し、住民等にとって分かりやすく避難が円滑に実施できるよう、「地域のコミュニティに応じた自治会」、「道路・河川水路などの地勢・地理」などを境界線に考慮して、範囲を設定するものとする。

第1 融雪型火山泥流の影響想定範囲（火山泥流避難エリア）

「融雪型火山泥流」は、山頂付近から一気に高速で流下するため、噴火による融雪型火山泥流発生後の避難は困難であることから、発生が予想される場合には早期の避難が必要となる。なお、下の図のとおり「火山泥流」の避難対象は、境、桂町、鹿留宮下、鹿留古渡、十日市場、田原、上谷、つる、金井、四日市場、古川渡、井倉までの範囲の桂川河岸周辺であり、特に桂川との標高差が少ない、境、桂町、鹿留宮下、鹿留古渡、十日市場の桂川河岸周辺に居住する世帯は、指定する避難所や近隣の高台、頑丈な家屋等の2階等へ避難する。詳細については、別冊「都留市富士山火山避難計画」で定める。



図 融雪型火山泥流の到達可能性マップ 本市付近抜粋～富士山ハザードマップ(改定版)検討委員会報告書より～

第9節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、市と協力して、次の自主防災活動を行う。

- (1) ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一時避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 災害時要配慮者の把握やその支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

第10節 各施設等の防災対応力の向上

第1 災害時要配慮者利用施設の防災対策の推進

(1) 災害時要配慮者施設の施設管理者

ア 避難対象範囲内の災害時要配慮者利用施設の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるよう安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引渡し方法等を明確にしておく。

また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとする。

イ 市との連携のもと、近隣住民や自主防災組織、ボランティア組織との日常の連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるように平時の体制づくりに努める。

(2) 市

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行う。

第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

(1) 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者

ア 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるよう、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。

イ 避難対象地域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努める。

ウ 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努める。

(2) 市

避難対象範囲内の観光施設等に対して、避難計画の策定を促進する。

第11節 避難に関する情報伝達体制の整備

- 1 市は、避難指示等の避難情報が的確に伝達できるよう防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図る。
- 2 市は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、都留市観光協会等

関係機関との連携体制の整備に努める。

第12節 避難活動体制の整備

第1 避難に関する体制の整備

市は、市長が、避難に関する判断を行うにあたり、必要に応じて県や火山専門家に対し助言を求めることができるよう、それらと連携できる体制の整備を行う。

第2 避難のための体制の整備

- (1) 市は、火山災害時から市民の生命及び財産等を守るため、市内各地区へ避難するための避難計画の策定に努めるとともに、噴火被害が広範囲に及んだ場合の市外への避難も想定した計画とすること。
- (2) 市は、高齢者等避難、避難指示により、住民等が市内の各地区に分散して避難することに備え、事前に関係施設と避難者の受け入れなど必要な事項について連携をとれる体制の整備に努める。
- (3) 市は、市外から受け入れた避難者の安否情報の収集や市外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努める。
- (4) 市は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利活用可能な大型施設をあらかじめ把握するよう努める。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討する。
- (5) 市は、市内各地区に避難するための避難計画を策定する際、必要に応じ県と連携を図り、避難者受入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めるものとする。
- (6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、富士山周辺市町村、警察、富士急行㈱は、広域避難を実施する際の協力体制を協議して体制の整備に努める。

第3 避難所の整備

市は、噴火による災害から避難する住民等の避難場所の整備・指定について、次の点に留意する。

- (1) 車両で集団避難する場合の避難所をあらかじめ指定する。
- (2) 災害時要配慮者の避難については、できる限り再避難をさける地域とする。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅固建物の確保に努める。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (5) 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- (6) 避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (7) 一時避難場所は、原則として徒歩で避難できる範囲とする。
- (8) 災害時要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。
- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努める。

資料編 ○富士山火山災害時の指定避難所一覧(溶岩流、融雪型火山泥流時のみ) P. 312

第4 避難経路の設定

- (1) 市長は、速やかに住民が避難できるように、土砂災害の発生状況や避難可能な道路の把握、避難

対象者への伝達方法をあらかじめ定めておくなど、事前対策の充実に努める。

- (2) 市長は、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に充分な協議を行う。

第5 緊急輸送体制の整備

- (1) 市は、噴火警戒レベル4（高齢者等避難）の発表時に避難用車両を確保する。
- (2) 市は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するためにバス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- (3) 市は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のために、運行増発・協定の締結等の連携体制の構築に努める。
- (4) 市は、避難車両の確保、市とバス事業者等の連携体制について、必要に応じて県に対し調整・支援を求める。

第6 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行う。

第13節 家畜避難体制の整備

- 1 市及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して富士山噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない市町村へ広域的な家畜移送を実施するための計画策定についての検討を進める。
- 2 市は、畜産農家等が円滑な家畜避難ができるよう噴火警報・火山情報等が的確に伝達できるような伝達体制の整備を図る。

第14節 医療救護体制の整備

- 1 市は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するように努める。
- 2 市は、火碎流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な治療の為、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するように努める。
- 3 市は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努める。

第15節 食料及び生活必需品の調達

第1 基本方針

- (1) 避難時に必要な食料及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するように努める。
- (2) 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

第2 市

- (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結する。
- (2) 救助物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制の整備を図る。

第16節 飲料水の確保、給水活動

- (1) 市は、火山観測情報発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行う。
- (2) 市は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- (3) 市は、大量降灰等により水源への影響が発生し、給水量の減少が予想される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図る。
- (4) 市は、水道工事事業者との協力体制の整備を図る。
- (5) 市は、自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等が必要な場合は、県に対し要請する。

第17節 防災ボランティア支援体制の整備

- 1 市は、都留市社会福祉協議会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進を図る。
- 2 市は、県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努める。

第18節 災害時要配慮者支援体制の整備

第1 災害時要配慮者支援体制

- (1) 市は、災害時要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるように努める。
- (2) 市は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し災害時要配慮者の支援体制の整備を行う。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政機関、地域組織、福祉関係団体等が協力して災害時要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努める。
- (4) 市は、必要に応じ、保健師及び栄養士等の派遣並びに災害時要配慮者のための物資の提供について県に要請する。

第2 災害時要配慮者の把握

市は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、各地区自主防災会、民生委員、福祉関係団体、消防機関等と協力して災害時要配慮者の把握に当たる。

第3 人材確保

- (1) 市は、日ごろから手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の人材の確保に努め、災害時要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。その際、必要に応じ人材確保について県に支援を要請する。

第19節 住民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

一般災害編第2章第14節 「住民及び事業者等による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 基本方針

- (1) 市及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の共有化が図られ、相互連携のもと各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定める。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生に当たっても、職員を確保できるように配慮する。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施に当たっては、十分な人員を確保できるよう各部局間における人員面での協力体制の整備を図る。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、市、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図る。

第2 都留市災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 市は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表され、本市が溶岩流等の影響を受ける可能性がある場合又は、市長が必要と認めた場合には、その所掌業務に係る災害応急対策を実施するため、都留市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- (2) 市本部長は、火山災害の規模程度等により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部	庁内放送、防災行政無線、職員専用災害対策連絡メール
各方面対策支部	防災行政無線、有線電話、衛生電話、職員専用災害対策連絡メール
一般住民	防災行政無線、防災つるメール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
県本部	防災行政無線、FAX、有線電話、Lアラート
報道機関	口頭、文書又は有線電話

4 災害対策本部の設置場所

都留市役所内2F第一会議室に設置する。ただし、市庁舎が被災した場合には、「消防庁舎2F会議室」に設置する。

第3 災害対策本部の組織及び所掌事務

都留市災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによるものとするが、火山灰の降灰対応業務等、各部に属さない業務については、建設課・総務課の掌握事務として追加するものとする。

資料編	○都留市災害対策本部条例	P. 363
	○都留市災害対策本部運営要領	P. 364

第4 都留市災害警戒本部の設置

富士山に火口周辺警報(警戒レベル4 高齢者等避難)が発表された場合等、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、都留市災害警戒本部を設置する。

都留市災害警戒本部の設置については、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第5 噴火時における合同現地対策本部体制の確保

- (1) 市は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・市の合同現地災害対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行う。
- (2) 市は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等についての検討を行う。
- (3) 合同現地対策本部設置後、市は、国、関係機関と協力して、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行う。
- (4) 市及び県の意志決定の迅速化を図るために、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るように努めるとともに、全体会議において決定された内容については、速やかに多様な手段で広報を行う。

2節 市職員の配備体制

第1 市職員の動員体制

市職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。なお、配備に記された以外の職員においても、災害状況等により必要な場合は、所属長の指示で配備につくものとする。

配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 を 要 す る 所 属 及 び 人 員 等
平常時の状態の場合であって、富士山に何らかの影響が見られたとき。	情報収集により、第一配備への準備態勢を整えるものとする。	・総務課長及び行政防災室職員2名以上の自宅待機とする。 ・財務課、建設課及び上下水道課は、課長を含めて2名以上の自宅待機とする。
【注意①】 気象庁より「火山の状況に関する解説情報(臨時)」が発表されたとき。	行政防災室にて、情報収集や情報発信等の対応に着手するものとする。	・総務課長及び行政防災室職員3名以上の配備とする。
第 一 番 西	富士山火山噴火の配備は、第一配備はなし。	

第二配備	(1)噴火警報レベル3が発表されたとき。 (2)「災害警戒本部」を設置したとき、又は本部長が指示したとき。 (3)その他、市長が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・各部長及び行政防災室職員は全員の配備とする。 ・総務課（行政防災室職員以外）、財務課、建設課及び上下水道課は、課長を含めて4名以上の配備とする。 ・上記以外の所属は、所属長を含めて2名以上の配備とする。 ・上記以外の全職員は、自宅待機とする。 <p>※指定避難所及び福祉避難所への派遣職員は、災害警戒本部の指示により配備とする。</p>
第三配備	(1)噴火警報レベル5を発表され、本市が溶岩流等の影響を受ける可能性があるとき。 (2)「災害対策本部」を設置したとき、又は本部長が指示したとき。 (3)その他、市長が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員の配備とする。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次の基準によるものとする。

(1) 注意配備下における伝達及び配備

ア 総務課長及び行政防災室職員は、富士山において気象庁より「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された時には、県及び関係機関と連携し、富士山の状況等に関する情報を収集し、総務部長に報告する。

イ 総務部長は、必要な情報を関係部局の長に連絡する。

(2) 第一配備下における伝達及び配備

ア 総務課長及び行政防災室職員は、富士山において噴火警戒レベル3 入山規制が発表された時には県及び関係機関と連携し、富士山の状況等に関する情報を収集し、総務部長に報告する。

イ 総務部長は、必要な情報を関係部局の長に連絡する。

ウ 配備につく職員は、所属する部の所在場所又は速やかに応急対策活動に着手できる場所に待機する。

(3) 第二配備下における伝達及び配備

ア 総務部長は、富士山において噴火警戒レベル4 高齢者等避難が発表されたとき、富士山の状況等に関する情報の収集及び各部局との連絡調整並びに人員配備の指示を行うとともに、市長に報告する。

イ 各部局長は、災害対策本部分掌事務の定める所掌事務の他、富士山の噴火に係る情報の収集及び連絡体制の強化並びに部局内の人員配備の指示を行う。

ウ 各課等の長は、必要とする当該課の職員を指名し、配備につかせるものとする。

エ 総務部長は、災害警戒本部での協議の上、必要と判断したときは、指定避難所及び福祉避難所への派遣職員を配備につかせるものとする。

オ 総務部長は、消防長その他関係部局と協議し、必要と判断したときは、資料編に掲げる配備計画表により、消防団を配備につかせるものとする。

(4) 第三配備下における伝達及び配備

1 市本部

- ア 市本部から各部長に伝達し、各係に伝達する。
- イ その他、庁内放送等により庁内各部に伝達する。

2 初動体制職員

- ア 市本部から初動体制職員に伝達する。

3 方面对策支部（以下「支部」という。）

- ア 市本部長は、各方面対策支部長に伝達し、支部長は、各部員に伝達する。

4 避難所派遣職員

- ア 市本部から各避難所派遣職員に参集場所等を伝達・指示する。

(4) その他

1 災害対策に関係のある市本部及び支部の職員（初動体制職員を含む。）は、休日及び勤務時間外に災害の発生を感知した場合又は発生するおそれがある場合は、以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁することとする。

2 消防職員については、この動員計画表を準用し、消防長が別に定める。

第3節 情報の伝達・収集・広報

第1 噴火警報・火山情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・警報センター）が富士山についての火山情報を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行う。なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行う。

(2) 県

ア 噴火警報・火山情報等を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達する。

イ 火山専門家から火山活動状況、火山情報に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達する。

ウ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国や県が実施することとされている緊急調査の結果から、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、情報の提供を受ける。

(3) 市

ア 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、同報無線、有線電話、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図る。

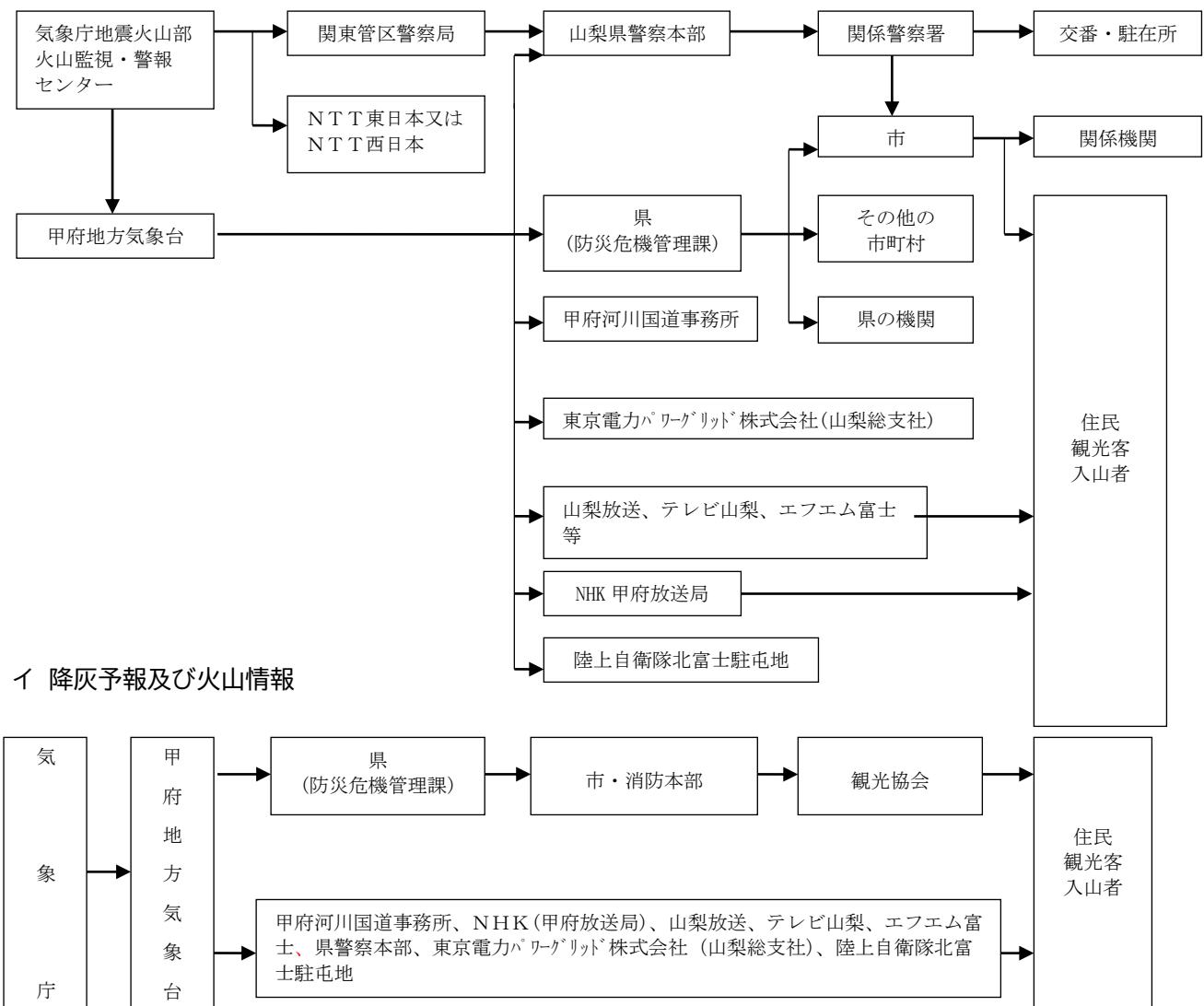
イ 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に周知徹底を図る。

(4) 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、火山情報に関する内容について、道路情報提供装置による伝達に努める。

(5) 伝達系統

ア 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



第2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 市は、噴火警報（噴火警戒レベル4以上）が発表された場合、広報車、チラシ、防災行政無線、ホームページ等を活用して、帰宅促進の広報を行う。
 - (2) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して、入山自粛を呼び掛け、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行うものとする。
 - (3) 県、市及び観光協会は、観光客の誘導に当たり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行うものとする。

第3 避難に関する情報伝達

- (1) 市長は、高齢者等避難又は避難指示等を、チラシ、防災行政無線、有線電話、広報車等で危険地域の住民、観光客、登山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のために警察官、消防団、報道機関等の協力を得る。
 - (2) 市は、災害時要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報提供を行うよう民生委員、福祉関係団体等に協力を得て速やかに伝達を行う。

(3) 市長は、避難指示等を行った場合には、地元観光協会、関連する観光事業者に伝達し、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかける。

第4 安否情報

市は、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内するよう努める。

第5 被害情報等の収集・伝達

(1) 被害状況の確認

ア 市は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集する。

イ 県は、アのほかに地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて被災状況の把握を行う。

(2) 情報の伝達

市は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い定期的に情報を提供する。

第6 問い合わせ対応

市は、噴火警報・予報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせ対応のために窓口を設ける。

第4節 避難行動

第1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予想されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、また段階に応じて住民等を安全な地域へ避難させることを避難行動の基本とする。

第2 避難指示等避難情報

(1) 市長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに高齢者等避難又は避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防団、報道機関等の協力を得る。この場合には、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 知事

市長が高齢者等避難又は避難指示の全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代行して避難指示を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防団、報道機関等の協力を得る。

(3) 警察官

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められ、かつ市長若しくは、避難指示に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は、市長から要請があったときは、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、避難指示

に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場に居ない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができる。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛省大臣の指定する者に通知する。

第3 避難指示等避難情報の内容

高齢者等避難又は避難指示は、次の内容を明示して行う。なお、緊急時にあたってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を省略して、行うことができる。

- (1) 避難対象範囲
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 高齢者等避難又は避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

第4 警戒区域の設定

(1) 市長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(2) 知事

市長がその全部若しくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代行して、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施する。この場合に、知事はその旨を公示することとなっている。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ市長若しくは、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、直ちに警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、市長若しくは、警戒区域設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する等の災害対策基本法第63条第1項に規定する市長の権限を実施することができる。この場合には、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。

第5 住民等の避難準備・避難行動

(1) 市長等により入山自粛の呼び掛け等が実施されたとき、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始する。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山する。

(2) 住民等は、避難指示があった場合、原則として、自主防災組織があらかじめ選定した一時避難場所に集合し協力して安否確認等を行うものとする。

(3) 住民等は、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、一次避難場所において安否確認等を

行った後に当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去する。なお、自ら避難のための交通手段を確保することが出来ない住民は、市長があらかじめ指定した指定避難所に移動し、市が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去する。

(4) 災害時要配慮者施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動若しくは家族への引渡を実施する。

(5) 医療機関に入院している者は、市、県、当該医療機関が、後方医療機関への搬送を実施する。

第6 状況に応じた避難活動

市長は、次のとおり火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行う。なお、下表の火山情報及び避難対象地域については、本編第1章第6節によるものとする。

火山現象	火山活動の状況 (噴火警戒レベル 及び噴火警報等)	対象地域	市長の避難対応		
			住民に対して		一時滞在者 に対して (観光客等)
			一般住民	災害時要配慮者 等及び避難行動 要支援者	
融雪型 火山泥流	火口周辺警報 (レベル3:入山規制) が発表されたとき	融雪型火山泥流 の避難エリア (境、桂町、鹿留宮 下、鹿留古渡、十日 市場、田原、上谷、つ る、金井、四日市場、 古川渡、井倉までの 範囲の桂川河岸周 辺)	—	—	当該地域内から の入山自粛等の 呼び掛けを実施 する。
	噴火警報(レベル4: 高齢者等避難)が発 表されたとき		状況に応じ、高齢者等避難を発令する。(指 定避難所の開設準備・福祉避難所の開設)		当該地域内での 観光自粛等の帰 宅呼び掛けを実 施する。
	噴火警報(レベル5: 避難)が発表された とき		状況に応じ、避難指示を発令する。		当該地域内での 観光自粛等の帰 宅呼び掛けを実 施する。
	噴火が発生したとき		避難指示を継続する。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるとき は、警戒区域の設定を行う)		
噴石	噴火が発生し、噴石 が予想されるとき	市内全域	屋内への避難準備の呼びかけを発出		
	噴石の降下が確認さ れたとき		屋内への避難の呼びかけを発出		
降灰	噴火が発生し、降灰 が予想されるとき	市内全域	屋内への避難準備の呼びかけを発出		
	降灰が確認されたとき		屋内への避難の呼びかけを発出		
	降灰予報(速報)が発 表されたとき		状況に応じ、高齢者等避難を発令する。		
	降灰深が30cmを超 える想定のとき		状況に応じ、避難指示を発令する。		
降灰後 土石流	降灰後、降雨が予報 されているとき	土石流危険渓流 の土石流危険区 域、土石流の土 砂災害警戒区域	状況に応じ、高齢者等避難を発令する。		
	国交省または県が行 う「緊急調査」の結 果、国交省または県 から「土砂災害緊急 情報」が発表された とき		状況に応じ、避難指示を発令する。		

溶岩流	噴火が発生し、本市方面への溶岩流流下の恐れがあるとき	溶岩流の影響想定範囲	溶岩流の流下状況を見て、高齢者等避難を発令する。
	本市への溶岩流到達が想定されるとき		溶岩流の流下状況を見て、避難指示を発令する。

第7 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ズキン、マスク、ゴーグル等を着用する。
- (2) 災害時要配慮者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難指示後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、市長から高齢者等避難の発令があった場合には、早期の避難を行う。

第8 避難所の開設・運営

- (1) 避難所の開設
 - ア 市長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設する。
 - イ 市長は、住民に高齢者等避難の呼び掛けを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設する。
 - ウ 市長は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努める。
- (2) 避難所の運営管理
 - ア 市は、各避難場所の適切な運営管理に努める。また、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に協力を求める。
 - イ 避難所毎に収容されている避難者に関する情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。
 - ウ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、災害時要配慮者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。
 - エ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。
 - オ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努める。

資料編 ○富士山火山災害時の指定避難所一覧(溶岩流、融雪型火山泥流時のみ) P. 312

第5節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 市長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う。
- 2 市長は、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う場合、必要に応じ県に助言を求める。

第6節 一時帰宅の実施

- 1 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決

定して一時帰宅を実施することができる。なお、一時帰宅の実施に当たっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じる。

- 2 市長は、一時帰宅を行う場合、必要に応じ国、専門家に助言を求める。

第7節 家畜避難

畜産農家等は、噴火警報や噴火警戒レベルの状況に応じ、家畜避難を開始する。また、家畜避難時には、逃走による危険が生じるおそれがあるため、危険防止の対策を講じるものとする。

第8節 交通応急対策

火山災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速・的確な交通規制を行うものとする。また、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとする。

市は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策をとるため、県や関係機関と連携する体制整備に努める。また、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、警察及び道路管理者が避難範囲を設定するために必要な防災マップ等の情報提供を行う。

- (1) 災害の危険が切迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内の災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限する。
- (2) 被害拡大防止及び円滑な災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限する。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止する。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施する。

第9節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 市は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。

- (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起った場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。

- 2 警察は、被災者等の安全・安心を確保するための警察活動を推進し、公共の安全と秩序の維持に当たる。

- 3 市、県、警察、消防等は連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努める。

第10節 降灰対策

1 降灰予想等の周知

市は、降灰があった場合、県など関係機関と協力して降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかる風向・風速情報を収集し、報道機関の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

2 市民が実施する自衛措置

市民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ズキン、マスク、ゴーグル等を着用するものとする。

3 降灰の回収

民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとする。なお、清掃、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用、処分等について県等と事前に検討を行う。

4 陸上交通の復旧

(1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障をきたすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。

(2) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施する。

5 水道事業者の対応

水道事業者は、降灰により水道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施するものとする。

第11節 被害拡大防止対策

市、県及び防災関係機関は、噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施するものとする。

第1 市・県・防災関係機関

- (1) 溶岩流下防止（築堤、築溝、溶岩トンネルの爆破、防水活動など）
- (2) 土石流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
- (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
- (4) 洪水氾濫防止（築堤）
- (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）

第2 降灰があった地域の住民及び事業者

堆積した降灰の除去（住宅・事業施設等）

第12節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行うこととなっている。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については市長が行うものとする。

第13節 住宅供給の実施

市は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供等を実施する。

第1 応急的な住宅確保

市は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象の住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討する。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとする。

第2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておくことが必要である。このため、市は、応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施する。

第14節 残留者・行方不明者等の捜索

- 1 市は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告する。
- 2 市、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し捜索・救出班等を編成して対応する。
- 3 噴火時の捜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火状況を把握した上で安全確保に関する万全の対策を講じるものとする。

第15節 防災ボランティア支援対策

第1 防災ボランティアの受け入れ

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第2 防災ボランティアの促進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同対策本部の整備促進に努めており、市においても、関係機関と連携するなかで、防災ボランティアの育成に努めるものとする。

第16節 災害時要配慮者支援対策

第1 災害時要配慮者への配慮

- (1) 市は、避難誘導、避難場所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、災害時要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 市は、避難場所等における災害時要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパー

の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 災害時要配慮者向けの情報提供

市は、災害時要配慮者に対応した情報提供が適切に行われるよう配慮する。

第3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときには、市町村、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努める。

また、市は、県及び関係機関と協力し、帰宅困難者等の一時避難所の確保に努めるとともに、滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難場所等安全な場所に誘導し保護する。市災害本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 計画の方針

一般災害編第5章第1節「計画の方針」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第3節 復旧相談窓口業務

一般災害編第5章第3節「復旧相談窓口業務」を準用する。

第4節 継続災害

市は、大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合を考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

第1 市

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2 県

- (1) 危険性の緊急調査の実施
- (2) 土石流・泥流対策の緊急工事

第5節 風評被害発生時の防止対策

- 1 市は正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努める。
- 2 市は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組について検討を行う。

第6節弔慰金・生活再建資金等の供給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努める。

第7節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るために、恒久的な住宅の供給を推進する。
- 2 市は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討する。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示する。
- 3 市は、避難生活が長期化する場合には、災害時要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討する。

第8節 税の減免・公共料金の特例措置等

市は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図る。

第9節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

市は、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行う。